



2025年2月14日

各 位

会社名	BASE株式会社
代表者名	代表取締役CEO 鶴岡 裕太 (コード番号:4477 東証グロース)
問合わせ先	取締役上級執行役員CFO 原田 健 TEL. 03-6441-2075

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2025年3月27日開催予定の第12期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、上記に対する当社取締役会での決議は、当社の経営体制、取締役の員数、当社の株価推移および今後の経済状況の変化等を総合的に勘案の上、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役に構成する指名・報酬委員会での審議結果を踏まえた上で行ってまいります。

1. 取締役に対する譲渡制限付株式の付与上限数の改定

当社の取締役報酬等の額は、2021年3月25日開催の第8期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることをご承認いただいております。

また、同定時株主総会において、上記各報酬額とは別枠として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）に関する報酬等として、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額500百万円（うち社外取締役分は50百万円）以内とすること、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総額は年285,000株以内（うち社外取締役分は28,500株以内）として本制度をご承認いただき（以下、当該議案における決議を「当初決議」といいます。）、導入しております。なお、同決議では、各事業年度において当社の取締役に対して割り当てる株式の上限は57,000株以内（うち社外取締役分は5,700株以内）でしたが、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割に伴う調整がされております。

今般、取締役会の監督機能の強化に伴う社外取締役の増員、当社の株価推移その他諸般の事項を考慮して、本株主総会において、普通株式数の付与上限数を年570,000株以内（うち社外取締役分は57,000株以内）へ改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合など株式の総数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

2. その他

上記の点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

以上